

事 務 連 絡
令 和 8 年 7 月 1 日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関等の受診時の対応について
(周知)

平素より、児童福祉行政に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年12月2日に、全ての発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、医療機関・薬局の窓口では、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）による資格確認を基本とした運用となっております。

他方で、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者等に対しては、本年7月末までの暫定的な対応として、医療機関等において、必要な対応を行った上で、3割等の一定の負担割合を求めることとするとともに、次回以降はマイナ保険証か資格確認書の持参を呼びかける運用をお示ししているところで

この暫定的な対応については、上記のとおり7月末までのものであり、それ以降は、医療機関等を受診される際はマイナ保険証か資格確認書が必要となります。受診等の頻度が少ない方だけでなく、マイナ保険証か資格確認書への切り替えに当たって配慮が必要な方などにおかれても、8月以降に適切にご対応いただけるよう、今後の医療機関等の受診時の対応に関する別添の事務連絡について、関係団体宛てに送付しました。

各都道府県等におかれましては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内の児童相談所に周知していただきますようお願いいたします。